

平成23年度予算編成要領（案）

会計規程第11条の規程による平成23年度の予算編成は、この要領に定めるものとする。

平成22年4月の法人移行以来、5ヶ月が経過し、県より継承された資産を有効に活用することはもちろん、中期計画達成のため、高度先進医療の確実な実施や県民ニーズに対応した良質な医療を提供すべく、努力してきたところである。

平成23年度予算編成は、法人移行後初の予算編成となるものである。

これまでの実績を十分に分析し、的確な予測に努め、中期計画期間内の経常収支の黒字化を確実にするため、引き続き、収入の確保、費用の削減等に重点を置いて予算編成を行う。

また、新規需要に柔軟に対応することは法人化のメリットであることから、予算編成に当っては、その医療ニーズを踏まえ、効果的、効率的な編成を行う。

1 一般的事項

- ① 概算計画書は、年度計画単位に通年で見積もるものとする。
- ② 法人の中期計画との整合を図るとともに、中期計画達成に向け、必要な予算（補正予算を含む。）は計上していくこととする。
- ③ 両病院、法人本部の相互に関連する予算又は県予算に関連する予算については、関係部署と十分調整すること。

2 収入に関する事項

平成22年度決算見込みを参考に作成する。

① 運営費負担金等

運営費負担金については、現行の繰入基準（地財単価ベース）を原則とする。

なお、見直しの必要、新規項目がある場合、県に協議するものとする。

3 支出に関する事項

平成22年度決算見込みを参考に作成する。

- ① 給与費については、現員現給を基礎とし、中期計画に基づく増員分、退職手当引当金にあっては、その職員数と給料表毎に別途指示する単価により積算すること。
- ② 材料費・経費・研究研修費については、購入量の抑制、契約内容の見直し等の費用削減に重点を置いた検討をすること。
- ③ 投資的経費（器械備品等）については、その必要性、経済性、後年度負担について、十分検討のうえ、緊急性を考慮し、計画的な施設・設備を図ること。

- ④ 新規経費については、その必要性及び効果について十分検討し作成すること。

4 純利益に関する事項

中期計画の収支計画の最終数値が達成できるよう、各病院別の年度別収支計画、平成23年度の純損益を下回らないこと。

5 概算計画書（会計規程第11条第2項）

- ① 概算計画書の作成あつては、必要性等をまとめた資料に基づくものとする。
- ② 概算計画書の様式は、従前の予算見積書（A4横）を準用する。

6 その他

予算関係日程については、別紙「平成23年度予算関係日程表」による。

平成23年度予算関係日程表

※日程は未確定

月	日	摘 要
9	27	予算編成要領の理事会の決議
	28	「概算計画書」作成の各部門へ依頼 (中病は部単位、北病は科単位で、器械備品購入費以外の予算要望を聴取する。)
10	8	企業債借入及び運営費負担金に係る資料の県(医務課)への提出
11	10	「概算計画書」の企画経理担当への提出期限
	随時	企画経理担当ヒアリング(調査検討)
12	中旬	年度計画案の検討(年度計画の予算は、概算計画書の調査検討後の数値とする。)
1	中旬	県より企業債借入及び運営費負担金の内定
2	中旬	予算・年度計画概要説明(理事等)
3	下旬	「予算及び収支計画書」及び「年度計画」の理事会への提出・決議 年度計画の県への届出